

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## SHという視点：『職工事情』を読む

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2004-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長, 志珠絵, Osa, Shizue メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1050">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1050</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# SHという視点

—『職工事情』を読む—

長 志珠絵

1

セクシャルハラスメントは「古くて新しい問題」といわれる。現象としては古いが、「問題」として理解されてこなかったからだ。出来事に直面する私たちが、出来事を「認識」することを通じ、初めて解決の糸口を探り、防止し、当事者はもちろん、私たちがエンパワーメントする、といった方向性をみいだすことが出来る、とって過言ではないのである<sup>1)</sup>。

筆者担当の本論では、「古」さ—歴史に焦点をあて、近代日本の資本主義黎明期の女性労働者たち「工女」に注目したい。具体的には、政府の初の労働者調査として名高い『職工事情』を取り上げ、視点としてのSHによる読み直しを試みる。

ところで女性に対する人権認識の深まりが、性暴力・セクシャルハラスメントへの提訴、発見として深化する今日、過去の出来事は、新たな読み直しがなされているだろうか。歴史叙述に関していえば、事態はむしろ深刻である点を強調しておこう。ことに、日本軍性奴隷制への教科書記述を最大の焦点とする二〇〇一年教科書問題はその最も端的な例である<sup>2)</sup>。ここでは、露骨な反フェミニズム的傾向が指摘されてきた自由主義史観研究会が編集、一九九九年に出版された『教科書が教えない歴史—日本と外国、勇気と友情の物語—』(産経新聞社連載、扶桑社出版)を見てみよう。人物中心、英雄像を謳いあげ

- 
- 1) SHが事象を認識する新しい視点となりうる可能性については、牟田和恵『実践するフェミニズム』岩波書店、2001参照。
  - 2) 最近の動向については、俵義文「教科書の「慰安婦」記述問題など最近の教育・教科書をめぐる状況について」(「VAWW—NETJAPAN・国連女性差別撤廃委員会「カウンターレポート」」「子どもと教科書全国ネット21」HP <http://www.linkclub.or.jp/~tepei-v/tawara%20HP/index.html>参照。

るスタイルの同書は、たしかに戦後教科書には「書かれなかった」歴史叙述であり、戦前の修身・国語・国史教科書や通俗読み物に多くの共通点を見出すことが出来る。同書は5章立の最後の1章を「歴史を生きた女性たち」と題し、17人の女性を登場させた。だがその扱いは性別役割を増幅してやまない。例えば男性を扱う際、その標題は、「考え」「断ち切り・・行」い、「学」び、「説」き、「つくりあげ」るなど、主体的に決断し行動する動詞が使われる。これに対し、女性の場合、「尽く」し、「心くだ」き、「捧げ」「ひきつけ」るが多用され、見事にジェンダーバイアスに染め上げられている。そして、この書物の中で、夫や国家に「尽くした」女性の「功績」「婦徳」とともに取り上げられているのが、明治初期の製糸業官営工場として知られる富岡製糸工場の例である。国家的見地からすれば、製糸業をはじめとする繊維業は、明治・大正を通じて外貨を獲得する輸出産業でありドル箱であった。

では「工女」という事例から何を学び、読者に提示するのか。この点について、同書は「女工と聞けば『女工哀史』や『野麦峠』の暗いイメージを思い起こすかもしれません。しかし、富岡製糸場にはそのような雰囲気はありませんでした」という点を強調する。項目のタイトルも「進取の気概にあふれた富岡製糸」であり、「暗い」女工像に対峙する近代産業への賛歌に充ちている。政治的権利や地位獲得運動の評価・掘り起こしの前提として、過去の女性像をビクティムとして描きがちだった歴史叙述が逆手に取られていることは明らかだ<sup>3)</sup>。だが「暗いイメージ」像の否定は、劣悪な労働環境はもちろん、工女たちの側からする様々な主体的な働きかけ—逃亡、待遇改善要求、同盟罷工—には一切ふれないことで成り立つ。

そのうえで、一〇〇年前の女性のブルーカラーをどのような視線で描くのか。先のテキストは、一般工女を監督し、取り締まる地位にあった初期の派遣工女・士族出身の和田英が新入工女の「不平不満」に向けた誠言—「何で

---

3) ただし、『女工哀史』の作者細井和喜蔵は、紡績女工と製糸女工の労働条件を区分、女工哀史の時代を明治30年代以後とみている。尚、女工を一方的なヴィクティムとして捉える研究視点への批判としては、三宅義子「日本社会科学とジェンダー」三宅編『日本社会とジェンダー』（明石書房、2001）参照。

も辛抱が大切」「あきらめなさい」によって問題を処理する。過酷な労働条件があったから女性たちは抗議する。ところが経営者側・監督側に立場をかえればこの「声」は、「不平不満」という個々の心のありように解消され、構造的矛盾を「問題」として認識することを阻む。誰の目線に立つかによって、工女たちの働く場の「問題」はたしかに存在しない—このテキストの叙述はまさに過去を持ち出す側の政治性を見事に示す例といえるだろう。

一方、どのようなスタンスに立つにせよ、「過去」を記録・伝承する営みはいつも新たな「読み」であり、新たな像の提示である。以下では、現代の書き手と読み手の人権認識の攻防に関わる問題として、「過去」の女性たちに注目してみたい。

## 2

「女工」がおかれた労働環境は、産業革命下の劣悪な労働の典型例として特筆されてきた。早くは、読売新聞に掲載された横山源之助『日本之下層社会』（1899）が明治二〇年代末から三〇年代にかけてその身体を摩滅させてゆく過酷な状況を伝える。また自身も工場労働者であった細井和喜蔵の体験と見聞、調査にもとづいた『女工哀史』（一九二三年七月起稿、一九二五年七月初版上梓）も、工場法施行（成立一九一一年、一部施行一九一六）後も続く女性の深夜業をはじめ、大正期の劣悪な女性労働の淵源として、明治後期に多くの頁を割いている。労働組合という思想はおろか、労働者保護に国家が規制を加える工場法以前、工場主と労働者間の労働条件—契約内容は、当事者間の「自由」に委ねられる状態にあった<sup>4)</sup>。新聞は、「労働条件が違った女工3人、逃亡するが捕まる／東京」（1897.5/30）「17歳の女工投身図る労働に耐えかね紡績工場逃げ出すも、旅費なし／横浜」（1897.8/15）「長時間労働に粗末な食事 脱走女子工員が非情機業家の実態訴える／東京」（1903.8/22）「マッチ工場の女工2人、酷使に耐えかね逃亡 深川署に保護さ

4) 『明治民法典』（1896）の「責債編」では、契約締結と解雇・解約についての法的規制が存在するにとどまるとされる。

れる」(1907.9/8)「蕨駅構内で女工同士が鉄道心中／埼玉県」(1909.7/27)「本所のペスト病 女工窮迫、1人一尺五寸の場所に寝起き」(1903.1/8)<sup>5)</sup>—工場法制定の立場にたつて「工女虐待」を盛んに報じている。これは全国的な傾向であり、新聞が伝える京都府下の状況は図1のごとくである。

そもそも工場に到着する以前の段階、リクルート方法にすでに問題があり、斡旋者一周回人が介在することで、しばしば誘拐・人身売買が横行した。前借金・年季奉公といった雇用慣行も彼女たちをしばった。周旋屋は工場主から委託料を取る一方、女性たちには、賃金や食事、休日、果ては東京や大阪見物など待遇面での労働条件を過大に喧伝したのである。初めての集団生活、「時間」に規制される工場労働—に直面する以上に、15時間の長時間労働に深夜業、粗悪な宿舍と食事にも関わらず1日10銭の賃金から食費その他で9銭引かれる—と新聞はうったえる。そのうえ、能力を超えた厳しいノルマを強いて工女を責める工場主の酷使は、女工の逃亡、自殺によって「虐待行為」として次第に明らかになり、社会問題となった。警察に拘引された工場主は、粗末な食事に対して、「貧家の子女」だから構わない、とうそぶくが、漁村出身の工女には年に数度の干物でさえ「臭」く、米飯も南京米や麦入飯が常で、米食を食べる多くの新潟の農村出身の工女は「この米は美味くない」ので喉も通らずますます体力が弱ると語る。

図1

1896.8/4	第一絹糸紡績女工3人、逃亡を企ててとらえられる
1897.7/21	西陣撚糸の工女2名、大阪に逃亡を企て巡查に捕らえられ、会社にひきもどされる
1897.12	第一絹糸紡績、女子監禁事件おこる
1898.2	京都紡績会社女工、尾張一の宮紡績会社によって誘拐される(4月までに50人)
1898.12	第一絹糸紡績会社、盗難事件から女工の監禁制縛事件起こる
1900.11/9	撚糸会社女工3人、過重労働にたえかねて逃亡
1902.9/6	平安紡績会社女工(富山県上新川郡の少女7人)、伏見工場入社後5日で労働の辛苦に絶えかねて逃亡、示談のうえ帰国
1909.2	京都絹糸紡績の女工8名同盟して逃亡

(『京都府百年の年表 社会編』より抜粋・作成)

5) 以上は『読売新聞』の見出しから抽出した。

低賃金・劣悪な労働環境、労働者居住区のスラム化は、産業革命を達した諸国に共通する。労働者への虐待的環境は、「国民の再生産」という観点からも問題視され、一八〇二年のイギリスでの工場法成立を皮切りに、ドイツ、フランス、オーストリア、米国等各政府は、資本家を規制し労働者を保護する立法を制度化していった。その眼目は、労働時間の短縮（8時間制、10時間制）と女性・児童の深夜業の禁止に置かれていた。ことに後進国の場合、若年女子労働者の割合が高く、国家の介入の度合いも高い。

明治30年代、日本での工場法は急がれ、帝国議会への法案提出の機会を伺う一方政府—農商務省は、一九〇〇年から工場掛を臨時に設置して大規模な工場調査、職工調査を行った。商工課を中心に、内務官僚から転じた窪田静太郎を農商務省書記官とし、臨時に工場調査掛を設置した他、桑田熊蔵、久保田無二雄を顧問に、元毎日新聞記者横山源之助を囑託とするなど、開明的な内務官僚、社会政策学者を結集させ、1万円の費用と2年の歳月が費やされた。その集大成である『職工事情』全五巻は、今日、官による調査として評価が高い。またイギリスを中心に各国の法規調査が行われ、報告書が出されている<sup>6)</sup>。

もっとも主眼であった立法措置の実現は容易ではなかった。労働者保護を政策目標として掲げた工場法案が最初に発表されたのは、一八九八年九月一日とされる。農商務省はまず各地の商業会議所に草案を回覧、一〇月の第三次農商工高等会議に諮問された。この間、当初の骨子、10歳未満の児童の就業禁止、14歳未満の労働時間を最高10時間とする—を14時間制限と緩和し、議会提出の準備が進められたが法案提出は見送られた<sup>7)</sup>。さらに一九〇〇年から工務課のもとに臨時に工場調査掛が設置、労働者の調査報告書をふまえ

---

6) 『英国工場法令』（農商務省商工局1901）、『印度工場法令』『仏蘭西工場法』『仏蘭西工場法令』『白耳義国工場法令』『印度工場法令』『奥太利国営業法職工之部』『瑞西連邦工場法令』『獨逸工業條例』（以上、農商務省商工局工務課、1902）、『英國労働者補償法』（農商務省商工局工務課、1902）、『一九〇一年英國工場及手工場條例』『外国工場法令及労働者扶助ニ關スル法令適要』農商務省商工局工務課、1904）など。

7) 犬丸義一「解説」『職工事情』下、岩波文庫、一九九七年

た法案は、一九〇〇（明治三三）年五月ころには完成していたとされるが、一九〇二年十一月、工場法案要領として作成、女子16歳未満の夜業禁止を盛り込んで商業会議所に回付されたが、議会提出にはいたらなかった。この間、新聞は「女工、少年工の労働時間、廃疾者保護など規定」して16議会に提出（1901.1/1『読売新聞』）との記事も報道するが、定かではない。結局、日露戦争後の一九一一年（明治四四年）二月、27議会に提出された工場法案「12歳未満の就業禁止、15歳未満及び女子に対する1日12時間以上の就業と深夜業禁止」は3月20日、ようやく貴族院採決にこぎつけ可決、成立するが、一五人以下の工場は適用外とされるなど、規制内容も不十分なうえ、企業家の反対で施行は一五年先との条件がついた。他方、一九〇三年三月『職工事情』全5巻を印刷して工場掛は廃止、事業の目的であった工場法案の施行は一九一六年まで遅れ、さらに、女性の深夜業禁止にいたっては一九二九（昭和四）年にまで実施がひきのばされた。調査報告書『職工事情』もまた、治安警察法（一九〇〇年）、治安維持法（一九二五年）とその強化（一九三一年）が進むなか、戦前日本では部分的な復刻しか認められず長らく幻のテキストと化した。

他方、工場法案成立によって、官営工場や民間の大規模工場が労働者保護規制という観点から取り締まりの対象となった意味は重視されてきた。細井のフィールドは大正期の大規模工場であったから、逆に、工場法以前、明治三〇年代での、家族的経営工場の労働者がおかれたあまりに劣悪な労働環境、非人間的な労働者の取り扱い、人々を<死>と隣り合わせにおいた虐待行為、人権意識を甚だしく欠いた「前近代」的な段階として捉えられてきた。

とはいえ、女性の深夜業禁止の調査時点から1/4世紀を超えるズレは大きい。近年の研究は、女性を“保護”労働者と捉えるジェンダーバイアスの成立を工場法成立にみる。以下では、プレ工場法段階の『職工事情』という調査・テキストと職工—女性労働者たちが抱えた問題—の間にどのような媒介項が存在しているか、検討していく。

まず現代の歴史叙述は、明治期の工女たちをどのように描き、何を「問題」として提起し、その解決をはかろうとしてきたのだろうか。

この点からいえば、多くの叙述は、「人権」問題一般に解消されすぎた嫌いは否めない。試みに、一九九二年に出された一般向けの通史、『日清・日露戦争』（『日本の歴史』巻13、集英社）での明治工女虐待事件についての記述を見てみよう。著者海野福寿氏は、『職事情』付録から、一九〇二（明治三十三年）八月六日付の『時事新報』が逃亡工女の「直話」によって内部告発を行い、警察当局が調査にのりだして工女虐待の事実及び、「盲目」となった工女たちを発見、経営者の拘引、裁判によって世間を震撼させた埼玉県現大宮市のコールテン織物工場での事例を紹介し、報告書『職事情』の一部を現代語に直して以下のように示している。

「明治三五年一月二五日ごろ、雇い主とその母マン、雇い人の黒須の三人は、逃亡したツヤをとらえて連れ帰り、その夜一〇時ごろから約2時間、ツヤを真っ裸にして両手を後ろ手で縄で縛り、ツヤの帯でさるぐつわをし、見せしめのためと称して同僚工女の環視する中、綾竹や薪でツヤを殴打したうえ、雇い主は糸の包み紙をまるめてツヤの〇〇に押し込み、黒須は縄切れをツヤの〇〇に差し込み、マンも加わって綾竹でツヤの〇〇を突いたあと、黒須はツヤの〇〇を抜いた」（〇〇は原文の伏字）

「この織物工場は、織機27台、富山・石川県出身の工女24人を雇用するマニファクチュアで、敷地の周囲に柵をめぐらし、門扉を閉ざして施錠し、終日工女の動静を見張る、という牢獄さながらの工場であった。工女たちは能力を超えるノルマを課せられ、朝五時就業、深夜まで働かされ、それでもノルマを達成できないと、さまざまな肉体的折檻や食事制限を受けた。酷使を体罰がもとで、一九〇一年には一四歳の下働きの「小僧」と工女一人が死亡、翌年にも二人の工女が病死した。慢性腸カタルで死亡した、そ



の一人の遺体は、砂糖樽に押し込んで菰をかけて埋葬したという」。

海野氏は史料をまとめた後に「賃労働者というよりも、奴隷にひどい扱いにおびえながら、工女たちは日がな一日機を織りつづけていた」「この織物工場における工女虐待事件は、雇い主らの異常性格に起因するのではない。『職工事情』付録は、強制労働がリンチや罰則と表裏一体となっていたことを示す証言に満ちている」としめくくっている。

春岡村の事件の異常性は、同時代においても「春岡村の工女虐待事件、一度世上に暴露してより端なく社会の一問題となり、延いてはわが埼玉県下有数の機業家に一大痛撃を与えたる」（『埼玉新報』M35.10/9）とされた。折檻の対象は、小僧と工女であった。だが、今日的視点からいえば、やはり、奴隷労働・強制労働とともに、折檻の中身を女工に加えられた性暴力として位置づける必要がある。例えば、男性囚人による炭鉱労働では逆さ吊りの虐待行為が知られるが、裸体や性器拷問は、女性労働者に対する特有のリンチの形態である。また逃亡工女が連れ戻され、「見せしめ」の暴力の多くは、その後の裁判でも裁かれず、春岡村の事例でも、控訴によって工場主は減刑となっていた。「人権」の不在・不十分さという認識枠では、性暴力は不問に付される。この事件が偶発的なものではなく、工女たちに対して常態化していた点に留意すべきだろう。『職工事情』は付録一、二が、工女たちの聞き取り記録を中心に構成されているが、記載一八事例中、もっとも詳細豊富に資料が供され、以下のように構成されている。

- 1) 県知事から農商務省大臣宛（35.8.5日付）の「機織工女虐待事件報告」
- 2) 虐待事件の判決文（浦和地裁判決に対して被告の控訴をふまえた東京控訴院判決文 M36.3.14）
- 3) 「工女虐待事件」『時事新報』記事（M35.8/20）

記事及び盲目になった工女2名（カノ、セキ）、脱走した工女2名（ハル、ツヤ）の「直話」

図2は、判決文の中で指摘された虐待事例を列挙したものである。性暴力

が虐待の主要な手段となっていたことが分かる。「嗜虐的」虐待は、コールテン価格が下落する明治三四年暮れごろから増幅、1月に入ると繰り返し繰り返し行われているが、逃亡工女にとどまらず、ノルマが果たせないことを理由に、下帯もとった状態の裸体で縛り上げつるし上げて見せしめとし、打撃する暴力（「裸体責め」）が常態化、性器に異物を入れる拷問も複数の証言がある。工女を裸体にするよう指示して「にやにやみている」妻子のある28才の工場主は、「工女の中で容姿のよいのがあるといつしか妾にしてみようが、彼女たちも見せしめ折檻の対象にした。ほか、急に病死したある工女について、逃亡した工女桶谷ハルは以下のような「直話」を残している。

「それから今思い出してもお気の毒なのは、この二月になくなられた赤垣ハルエさんの身の上です。極く柔順い人で機もよく織りましたが、どうしたものか大層若旦那に憎まれて、それはそれは一日でも殴られない日はない位でした。何でも一月の半ば頃でしたらう、『これから折檻をするから此方へ来い』と申して、若旦那がハルエさんを赤条々（まるはだか）にして門の右手にあ

図2

カノ	縛る	殴打 (M33中)	ノルマ不足
	縛る	裸体 雪中邸内引廻し (M34.1頃)	
	縛る	裸体で吊上、殴打 (M33.12-M34.8頃)	
セキ	裸体	股に小杵で縛る 殴打 (M33.12頃)	逃亡発覚
	縛る	裸体で吊上、殴打、放置 (M34中)	ノルマ不足
	裸体	片足を他の工女とつなぐ 動くとき殴打 (M34中)	ノルマ不足
タカ	裸体	殴打 (M34.4-M35.6)	ノルマ不足
ツヤ	裸体	殴打・裸体・性拷問 (M34.4-M35.6)	逃亡
キク		薪で殴打 (M35.2-3)	病気
ミヨ	裸体	槓で殴打 (M35.1)	ノルマ不足
ミナ	裸体	雪中邸内引き回す、殴打 (M34)	病気を虚偽
サト	裸体	薪で殴打 裸体で機台に縛る (M34-5)	ノルマ不足・織物にキズ
フサ	殴打	裸体で邸外の樹木に縛る 性器拷問 (M35.5-8)	ノルマ不足
イネ	殴打	土蔵に監禁、食事与えず (M35.1-8)	ノルマ不足

る土蔵の内へ連れ込んだのです。少し経つと土蔵の内で悲しい叫び声がしましたから、何をして居るのだろうと調べておきますと、やがてのことにハルエさんは目を泣き腫らし、真蒼になって土蔵から出て参り、そのまま地上に泣き伏してしまいました。私どもは気の毒に思い、着物を着せたりなんかして遣りまして、どんなことをされたのか聞きましたけれど、折檻のことは申しませんで、ただ『死にたい死にたい』とばかり申しておりました。どんなことをされたのでしょうか」

工場主の恣意に任せた裸体折檻は容易にレイプに転換するだろう。彼女はその後、4, 5日して胃が痛いと言え、食事がとれなくなり、2月の2日(8日?)に急死したのだという。死者は菰をかぶせて樽に放り込まれた。その非道な扱いがツヤの逃亡の直接の動機となったという。

だが、女性の身体への暴力は、後の「工女」に関する記述の中からは、もっとお手軽なエピソードとして容易に見いだせる。例えば先の細井『女工哀史』では、工場法施行後にいたってもなお、「明治期からの弊習」が存続している、と以下のようなエピソードをあげる。

「上役はどこの工場へ行っても下役を呼びつけて小言をいう権利がある。夜業の折などはこれといって定まった仕事のないところから怠屈まぎれに上役たる者は女工を呼びつけ、遂にはそこで半ば強姦的に醜行を演じてしまうようなことがある。往時は随分これが劇しかった。現今でも全くその跡を断つことは出来ない。しかしながら各会社の根本方針としてかくのごとき問題はあまり利害に関係せぬこと故、断固たる処置方針などは定まっていない。私の同郷人で数十人の女工を色々な手段で弄び、うち数人に妊娠までさせておきながらそれは会社員としての地位昇進上何らさまたげにならぬのみか、かえって手腕家だという好評をすら重役間に受けて今職工係主任を相勤め、近々退職せんとする紡績紳士(22)がある位だ」(「第一三 工場管理、監督、風儀」p 267-8)

職場での上下関係を利用した性愛の強要、レイプ、上司である男性が罰せられない構造など、深刻な事態が叙述されている。だが細井のテキストにおいては、女工とはセクシャルな身体を持った対象であった。「人権」意識の欠如として把握するにとどまるのではなく、「性暴力」やこれと限りなく近い領域に属する「セクシャルハラスメント」という視点から彼女たちの労働環境を再読すべきだろう。では、新たな視点を得ることで、テキストはどのように読むことができるだろうか。

#### 4

『職工事情』は労働者保護法—工場法成立のための農商務省による調査報告書とされてきた。では官が行った公的調査報告書としての『職工事情』は、明治三〇年代の労働者状況に向かって何を問題として把握し、どのような政策提言を行っていたのだろうか。

まずテキストの成り立ちについて見ておこう。『職工事情』は先行する2つのテキストの存在が知られている<sup>8)</sup>。まず明治二〇年代の調査による『工場及職工ニ関スル通弊一斑』(農商務省商工局発行、M30.2)が印刷され、この報告書を前史としてM30年代前半農商務省による大規模な工場調査が始まった。『通弊』は初めて労働者保護を目的においた調査報告書とされる。同年夏頃からは毎日新聞記者横山源之助も調査掛の仕事に加わり、M33末には『職工事情』の草稿的性格の「紡績職工の現状」が作成、一九〇二年二月『工場調査要領』(2版1904農商務省商工局工務課発行)が発行され、次いで翌一九〇三(明治三五)年三月、『職工事情』全5K(11章立)が印刷、関係者に配布された。『職工事情』が扱った職種は、綿糸紡績職工・生糸職工・織物職工・鉄工職工・硝子職工・セメント職工・燐寸職工・煙草職工・印刷職工・製綿/組物/電球/燐寸軸木/刷子/花筵/麦早真田—職工である。他方、『要領』は、一九〇〇年の数字を統計をもとに、10人以上の労働力を用い、原動力を使用する工場の総数3,300、職工28万2千人を数え、うち9割を女性

---

8) 隅谷三喜男「解説」(『職工および鉱夫調査』生活古典叢書3、光生館、一九七〇)

が占める繊維業を中心に、女性労働者—女工を18万2千人と算定している。

これらをふまえた報告書『職工事情』もまた、鉄工・硝子・セメント・印刷をのぞき、女性労働者とその職場環境を調査した報告書なのである。「職工」という名付けのスタイルを取りつつ、その大半の労働者の性別は、女性労働を主とする職種であったことは特筆されるべきだろう。

こうした圧倒的な比率—例えば、紡績業での女工が7割8分を占めるとの統計数字について『職工事情』は、「欧米の紡績工場においては女工を用いることわが国の如くに甚だしからず、執業の大部分は男工これに当たる処もありという」<sup>9)</sup>とする。欧米と比較した際、女子労働者の多さは日本的特質とさえみなされた。

だが報告書は女子労働者の多さを憂うだけで、事態への対策・提言を主題としない。まず調査目的は、六項目<sup>10)</sup>が知られるが、うち労働者に関しては、「職工にかんする調査」に加え、「工場および寄宿舎の危害」、「工場寄宿舎および職工の衛生」の2点を特立させた。図3は、先の「現状」及び『職

図3

『現状』(紡績)	綿糸紡績	製糸	織物
職工の種類	職工の種類	職工の種類	職工の種類
労働時間	労働時間・休憩時間および休日	労働時間	労働時間・休憩時間および休日
職工の雇傭	職工の雇傭	職工の雇傭	職工の雇傭
	賃金および貯金	賃金および貯金	賃金および貯金
	賞罰及び監督	賞罰及び監督	賞罰及び監督
	職工の衛生		職工の衛生
	職工の住居	職工の住居	職工の住居
職工の疾病負傷に対する救済	職工の疾病負傷に対する救済		
	職工の教育その他慈善の施設	職工の教育その他慈善の施設	職工の教育その他慈善の施設
	女工の風紀	職工の風紀	職工の風紀
徹夜業	徹夜業	座繰工女の現状	

9) 『職工事情』上、25頁、なお引用・頁数は岩波文庫版による。

10) 調査項目は以下の6点が指摘されている。1-工場および寄宿舎の危害、2-工場寄宿舎および職工の衛生、3-職工にかんする調査、4-外国における以上の諸点にかんする状況、5-外国における工場にかんする法令および施設ならびにその必要を生じた事情、6-わが国における工場制度にかんする立法施設『窪田静太郎論集』(日本社会事業大学、一九八〇)

工事情』のうち、綿糸・製糸・紡績の三つの報告書の構成を比較したものである。章の順序は入れ替えた。共通する項目としての、職工の雇傭・労働時間・職工の疾病負傷に対する救済等は、雇用契約を悪化させる原因としての募集人・周旋人問題や、労働条件の劣悪さが縷々調査された。『現状』の「職工の疾病負傷に対する救済」は綿糸紡績に継承される一方、『職事情』に共通する「衛生」も、主に女工の病気について調査しており、関連が深い。また、紡績業では第3章に「深夜業」が設けられ、半分近いページ数が割かれてその弊害が強調されている。例えば、工女については、体重の軽減の統計が用いられて身体レベルの摩滅の度合いが力説される一方、事業家に対しては、「器械の効果と保存期間」や「製品の品質」といった項目を通じて、深夜業の損失が説明されているのである。

では、先の「工場および寄宿舍の危害」、「工場寄宿舍および職工の衛生」に対応する「住居」・「風紀」は何を提起し、どのように解決しようとしているだろうか。「住居」・「風紀」は『現状』には存在せず、『事情』では、3業種揃って、連続する章立になっている。他の業種でも、「風儀」欄は必ず設けられている。ことに「風紀」は「卑猥これを筆にするに堪えざる」（綿糸）点が問題として抽出されたうえ、職工サイドに責任を問う弊害として指摘されていた点は特筆に価する。

例えば生糸女工について――

「妙齡の女子が遠く故園を離れ団欒の樂を失い父兄の監督を脱し乾燥無味の工場生活をなすや、おのづから快樂を他に求めざるべからず。是においてか買い食いにあらずんば乃ち情欲を充たさんとするに至る。ここを以て工女が男工または付近の壯者と情を通ずること、ほとんど一般の事なり」――と把握する。もっとも、労働環境を無視しているというわけではけしてない。小さな工場では工場主やその子弟が「工女の貞操を傷つ」けることがあり、事務員や番頭が「地位を利用」することもある、と調査書は指摘する。下宿から通う通勤工女の場合でも、「少しく容色ある者は、下宿の主人はこれを奇貨とし工場を退かしめ芸娼妓に売り飛ばすこともまたこれあり」と女

性たちの危険に満ちた労働環境に言及している。こうした出来事は、工場関係者の様々な立場の声を拾った『職工事情・付録2』にしばしば登場するのだが、ではその原因は何か？責任を問われるのは誰なのか？この点について、調査書の記述はゆらぎがない。原因は、工女の側にある。彼女たちは「地方細民の子女にして普通教育の素養もなく、倫理の観念をも有せざる者が一旦父母の監督を離れ・・・自己の意志を制することも外部の誘惑に抵抗することもほとんど得て望むべからず」<sup>11)</sup> なのだという。男女関係や娼妓への「墮落」は工女の「私通」であり、風紀紊乱問題として提起される。女工たちは、保護される対象であり、同時に常に流され逸脱する「性」—女は流されやすい、として捉えられている。「風紀紊乱」という視線によって工場主が「相当監督の法を設け」ること—自由時間の極端な制限や外出の禁止は、風紀取り締まり上必要であるとする指摘さえおこなわれていたのである。

あるいは最大の眼目である徹夜業の弊害を強調する際、その弊害の中には、「工場内の深夜は工場監督の最も不完全なる時」「監督の粗漏なる夜に醜業の種は蒔かること多し」<sup>12)</sup> と「風紀紊乱」が含まれていた点も注目にあたいするだろう。ちなみに先行するテキスト、『通弊』では女性の「風儀の宜しからざるもの」は、鉄工や印刷工の助手や機織工場など、工男とともに操業する場合が想定されており、「男女の作業場に区別を設けざること」として経営者の側の責任・弊害として指摘されている<sup>13)</sup>。

では「私通」の結果について、何か対策が講じられていたのだろうか？報告書であり政策提言書である『職工事情』はこの点についてはまったく無策である。一般に女性が大半を占める職場であれば、彼女たちが、どのような理由においてであれ、妊娠出産又は墮胎する可能性は充分想定できる。だが調査者の視点から提訴された国家の介入の方向性は、女性労働者の比重を下げようとするだけで、現状についての改善策—妊娠・出産・子育てを想定した施策は、選択され

---

11) 『職工事情』上、211頁

12) 同上、50頁

13) 『通弊』第3章、項目26、p57

14) 『第1回農商工高等会議の事速記録』(M29.10)では、スイス等の産後3—4週間の労働禁止条例が紹介されている。

なかった。<sup>14)</sup> 他方、女工を若年者とする見方も検討を要する。実際、寄宿舎住まいでない「家族」持ちの通勤女工や子持ち女工は多い。また児童労働の場合、その理由として、母子、姉妹といった家族関係である例も『職工事情付録二』では多く報告されている。母性保護を改える細井『女工哀史』は、僅かの休憩時間に青い顔色で授乳する女工を象徴的に描く。

だが明治期においても、子持ち女工はけしてマイノリティではなかった。民俗学の岩田重則は、裁判調書から明治30年代の京都府下での女工の墮胎事件を明らかにしているが、墮胎理由の多くは養育不能によるものであり、裁判記録を通じて、相手の男性は罰せられることはなく、その姿は見えない<sup>15)</sup>。

政府の調査報告書である『職工事情』は、「職工」という名付けにも関わらず、労働者の内実の多くは女性であった。ではその大半の女性労働の弊害を克服するための方法は示されていたのだろうか。四半世紀以上たって結実する女性の深夜業撤廃は、リアリティを持ったのだろうか。むしろ、明治三〇年代という現実働く女性たちの生活や要求、実状に沿った施策が模索されていたかどうか、その歴史的な拘束性をさしひいても、疑問が多い。費用をかけた調査は、その調査実態と解決作の間に、女性労働の位置づけ・意味づけについてのいくつものバイアスがかかっていたと見るべきだろう。

ことに報告書は性暴力を指摘しつつも、加害者や労働環境の側ではなく、女性の側の倫理観念、貞操観念の問題を提起し、「風紀紊乱」を強調する。この時期の農村女性は、近代的な貞操観念、良妻賢母像とは異なる価値観や歴史的条件を帯びたとすれば、むしろ注目すべきはレイプや性拷問を含む「工女虐待事件」が、新聞記者—という観察者・記録者の働きを発火点としたのではなく、逃亡工女が自から、自分が受けた暴力として新聞や警察に告発し、その「直言」に端を発した点である。例えば、春岡村の事件の発覚は、被害者自らが、新聞に自身の語りによって性暴力を告発し、工場主の非道を糾弾している<sup>16)</sup>。だが『職工事情』全体のトーンは、抗議する女性たち

15) 「いのちの近代」大門正真他編『近代社会を生きる』（吉川弘文館、2003）

16) 性暴力証言の主体について鋭く提起した論考として金成禮「国家暴力と女性体験—済州4.3を中心に」『東アジアの平和と人権 済州島シンポジウム報告集』1999 参照



も含めて、集団としての工女全体を「性道徳」に欠ける存在として表象し、そのことを通じて、「風儀」問題を提起し、深夜業の問題性を労働者の責に帰する議論にする。さらに女性労働者に対して『職事情』とその後のテキストは「保護」を強調することで常に現実の彼女たちを逸脱した「女」の集団として描く。

あるいは、女工の多さ一は、欧米との比較によって、憂慮されている点に注意しよう。調査書が明らかにした過酷な工場労働は、「国民」を再生産するもう一方の性一女性の身体、国民を再生産する性の身体として問題視する一方、男性労働者の比重の高さをあるべき労働者像とする。

日露戦後に再版された『要綱』は、第2章「工場及職工に関する弊害」の中で「風紀」を扱い、以下のように問題点を敷衍させている。

「寄宿舍及下宿屋の生活が工女の品性風紀に及ぼす影響は独り男女の関係に止らず。彼らはいわゆる女子の身嗜なるものを失ひ殊に炊事洗濯等家事に関する事は一切無頓着なるを以て他日、一家を作り、子女を養育するか如き素養と気質とを欠くに至る」

若年女子労働は、その低賃金によって明治後期の後発日本の資本主義を支えたが、調査者は、その女子労働を、永続する主要な労働力として認識してはいない。彼女たちの役割はどこまでも「一家を作り、子女を養育する」べきで、工場労働はかりそめでしかない。逆に、彼女たちの本来の性別役割に支障をきたし、「品行を紊り・・・遂に墮落し了」らせる要因と把握されている。

図4

工場設備に関わる事項	工場の構造、避難の設備、防火及消火の設備、気缶、機器及器械、有害料品、粉塵粉末悪臭汚液、震動騒響、煙突、
職工に関わる事項	寄宿舍、飲食物、医薬の備 幼者の雇役、少年男女の教育、徹夜業附紡績工女の不健康 就業時間、休憩時間、休日、職工の負傷、死傷者の扶助、疾病の扶助、職工の風紀、雇入の契約、賃金、貯金、賞罰、監督、職工の募集、職工の争奪、職工の出入り、職工の足留、同盟罷業

(「工場及職工に関する弊害」『工場調査要領』より作成)

工場法の上程には、軍部の支持があったと犬丸氏は指摘する。『職工事情』以後、影響力のあったテキストとしては、例えば、帰村後の工女の身体を通じて「結核」を蔓延させ、国民の体力虚弱化を招く、とする内務省嘱託医の報告（『女工と結核』）が存在する。

女性への近代的規範を持ち込む視点は、主要な労働者であった女性を周辺化し、「家計の補助」とする見方に寄与する。人権の不在という観点においてはもはや「保護労働者」像を構築する言説と共鳴したまま、問題を提起できない点は明らかだろう。高い評価を得てきた『職工事情』は、いま、ここに働く人々の労働環境の改善をはかろうとするSHという視点から再読するならば、指摘され調査された問題点とその解決策との乖離を増幅させる言説である一方、そうした規範から逸脱する女工たちの主体的な声に満ちた、その意味で希有なテキストでもあったといえるだろう。